令和８年度
事務事業及び予算の執行実績

静 岡 県 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー

所在地　静岡市駿河区有明町２番２０号

電　話　０５４（２８６）９２０６
ＦＡＸ　０５４（２８６）９１８５

余白

目　　次

事務事業の概要

1　概況　1
管内図　2
組織図　3
2　総務班の業務　4
3　精神保健福祉センターの業務
（1）　精神医療審査会事務等　5
（2）　自立支援医療費(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定・認定事務　7
（3）　精神保健福祉相談事業・診療事業　9
（4）　自殺対策事業(静岡県地域自殺対策推進センター)　13
（5）　依存症対策（依存症相談拠点）　18
（6）　ひきこもり支援事業（静岡県ひきこもり支援センター）　21
（7）　技術指導・技術援助　25
（8）　人材育成・教育研修　27
（9）　普及啓発　29
(10)　調査研究　31
(11)　こころの緊急支援活動事業　33
(12)　組織育成　35
事業の根拠法令調　37
職員の年齢調　38
健康管理　39
職員配置調　40
歳入予算執行状況調　42
現金出納調　48
保管現金有高調　50
預金調　51
郵券等受払調　52
歳出予算執行状況調　54
委託料等歳出予算執行状況節別集計表　58
負担金支出調　60

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	61
備品・図書調	62
主要備品調	64

委託料に関する調	該当なし
公有財産調	該当なし
借地借家等調	該当なし

様式第１号－３

事務事業の概要

１　概　況

（１）沿　革

昭和32年、静岡県精神衛生相談所が県立病院養心荘に併設され、昭和41年４月１日、精神衛生法の一部改正により、静岡市駿河区曲金で発足した。

その後、移転及び精神保健法の改正に伴う名称変更（「静岡県精神保健センター」→「静岡県精神保健福祉センター」）を経た後、機構改革により、平成10年に「こころと体の相談センター精神保健福祉部（精神保健福祉センター）、平成17年に「こども家庭相談センター精神保健福祉部（精神保健福祉センター）となった。

さらに、平成25年４月１日、こども家庭相談センターの一部（中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所の一部機能、中央知的障害者更生相談所）を中部健康福祉センターに移管したことに伴い、こども家庭相談センターが廃止され、精神保健福祉センターが単独で設置された。

（２）所管区域　〈令和８年４月１日現在〉

政令市（静岡市、浜松市）を除く33市町が所管区域である。

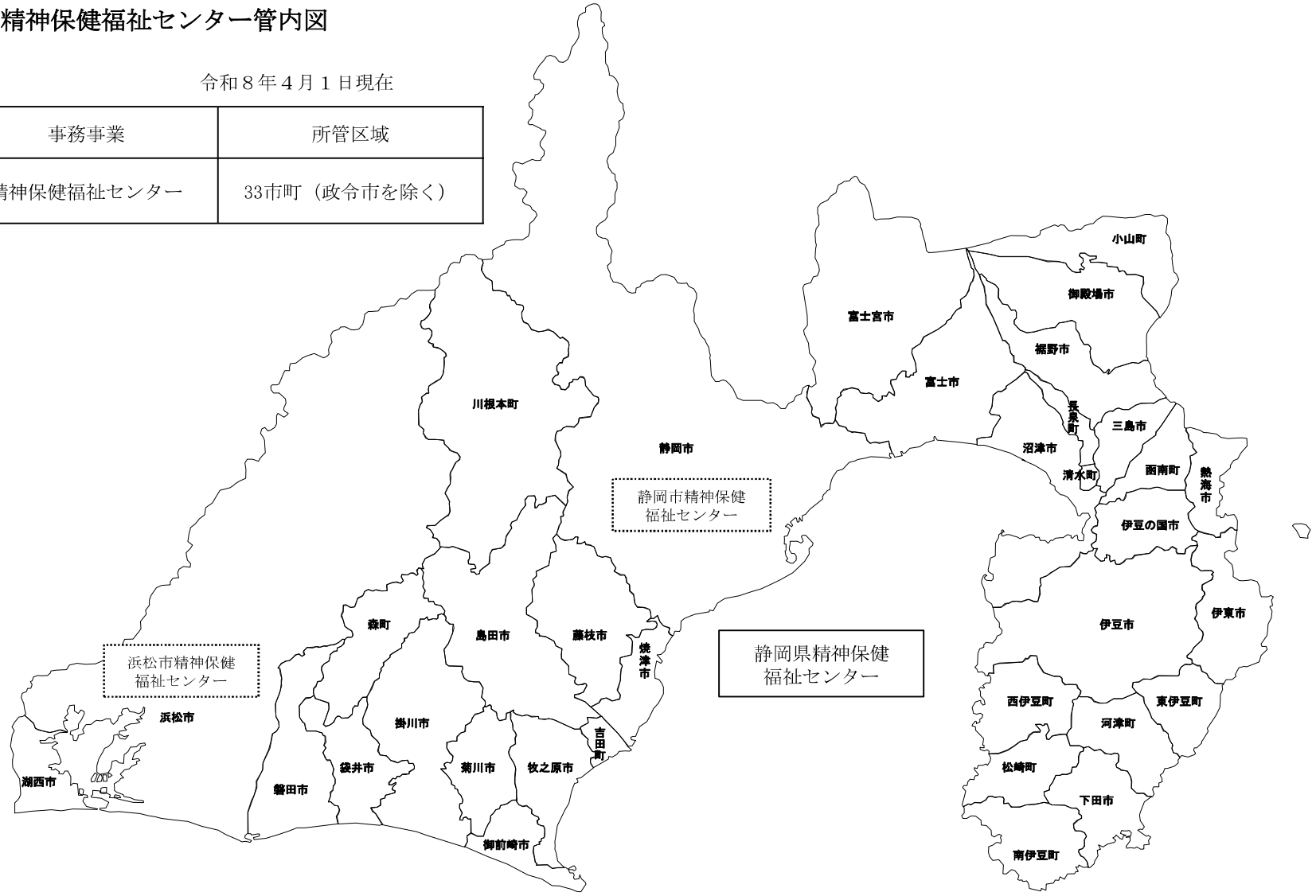
（３）組織及び所管事務

所長、次長（兼務）及び参事の下に精神保健福祉班、手帳手当班が置かれ、精神保健福祉に関する総合的な相談・指導等のほか、判定も含めた精神保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費（精神通院）支給認定事務を所掌している。

精神保健福祉センター管内図

令和８年４月１日現在

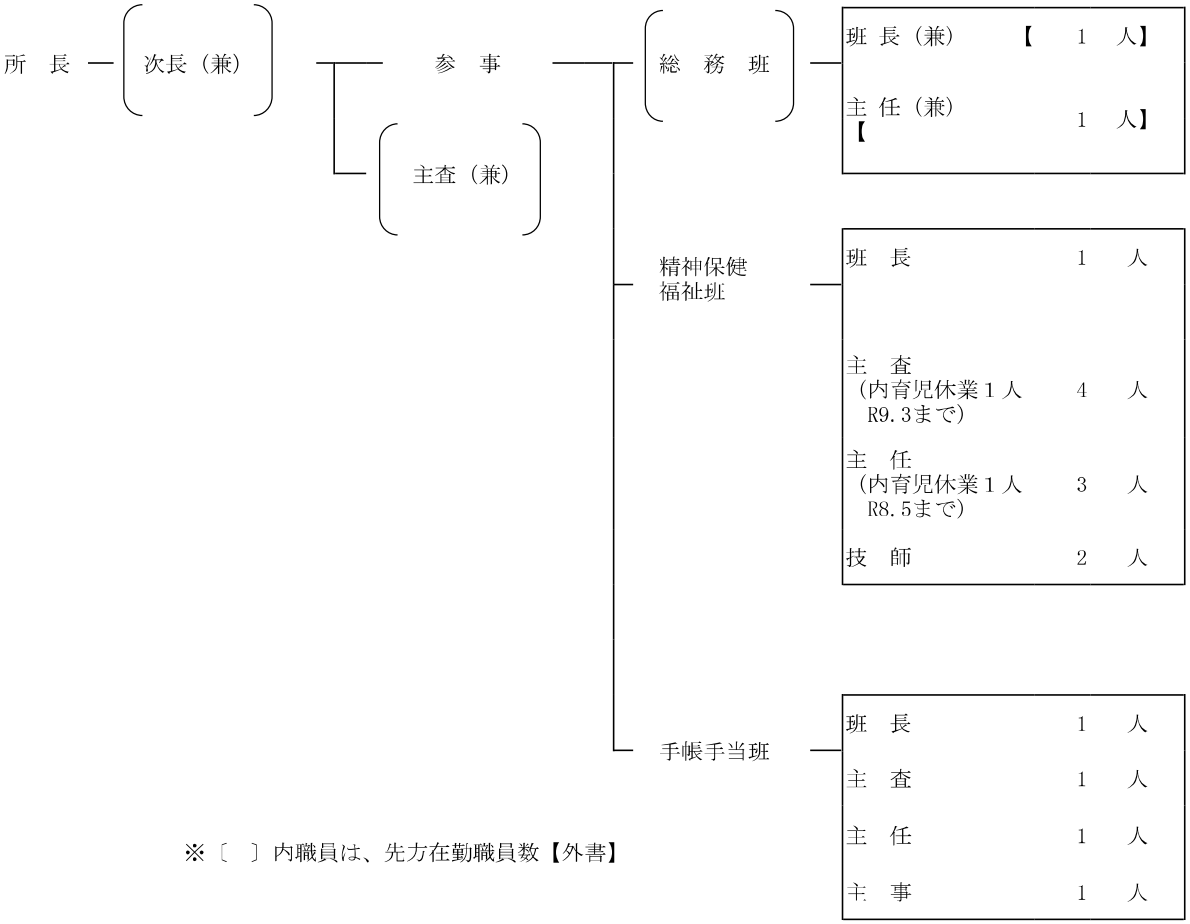
事務事業	所管区域
精神保健福祉センター	33市町（政令市を除く）



静岡県精神保健福祉センター

組　　織　　図

（令和８年４月１日現在）



※〔　〕内職員は、先方在勤職員数【外書】

（その他会計年度任用職員）

職　名	人　数
会計年度任用職員	10　人
臨時的任用職員	0　人

職員数	16	人
（内育児休業	2	人）

２　総務班の業務

（１）管理業務

ア　職員の資質向上

福祉行政の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等の実施する研修会、講習会等に職員を積極的に参加させるとともに、職場研修等の実施によって実務処理能力の向上に努めた。また、職務上必要な知識習得についても積極的に機会を与え、専門的知識の向上を図った。

イ　職員の健康管理

県の実施する各種健康診断の受診率向上に努め、疾病の早期発見、早期治療について指導するとともに、職員の自主的な健康管理意識の高揚を図った。

ウ　交通安全対策

所内会議等を通じ、安全運転の徹底・飲酒運転撲滅等について注意喚起した。

また、公用車の運転に際しては、乗車前のアルコールチェックや運行前後の点検を励行させ、安全運転の確保と事故防止に努めた。

エ　予算経理

予算執行に当たっては、効率的な執行による経費節減に努めるほか、事例資料を基にした所内研修等の実施により、会計事務の適正化を図っている。

（２）災害関係事務

ア　体制づくり

災害時における職員の動員、業務分担及び連絡系統を明確にし、防災訓練等を通じて災害発生後の対応が迅速かつ的確に行われるよう、実践に即した防災体制づくりについて改善を進めている。

3　精神保健福祉センターの業務

（1）精神医療審査会事務等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条から第15条に基づいて、精神科病院管理者から県知事（保健所）に提出され保健所が受理した医療保護入院届等について、精神医療審査会は県知事の審査依頼を受けて入院者の入院の必要性の有無及び処遇の適否の審査を行う。また、入院者又はその家族等からの退院請求や処遇改善請求を受けて、退院及び処遇の適否に関する審査を行う。

ア　審査体制　　（令和８年２月28日現在）（単位：件）

年度／項目	令和６年度	令和７年度
開催数	32	30
委員数	28	29
合議体数	4	4

イ　審査状況　　令和６年度（単位：件）

区分		医療保護入院者			措置入院		合計	退院等の請求
		入院届	定期報告	入院期間更新届	決定報告書	定期報告書		
受理件数		2,467	78	1,122	62	14	3,743	77
①審査件数		2,450	85 （7）	1,031	62	14	3,642	57 （9）
審査結果	入院継続	2,450	85	1,031	62	14	3,642	44 （7）
	入院形態変更	0	0	0	0	0	0	1 （0）
	退院が適当	0	0	0	0	0	0	2 （0）
	処遇は適当	0	0	0	0	0	0	7 （1）
	処遇は不適	0	0	0	0	0	0	3 （0）
②請求取下げ								10 （1）
③審査以前に退院・改善								8 （0）
④未審査								2

（　）内の件数は令和５年度に受理した件数の再掲。

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）（単位：件）

区　分		医療保護入院者			措置入院		合計	退院等の請求
		入院届	定期報告	入院期間更新届	決定報告書	定期報告書		
受　理　件　数		2,099	0	1,975	36	9	4,119	68
①審　査　件　数		2,113 (14)	0	1,982 （7）	36	9	4,140 (21)	49 （1）
審査結果	入院継続	2,098	0	1,965	34	9	4,106	39 （1）
	入院形態変更	0	0	0	0	0	0	0 （0）
	退院が適当	0	0	0	0	0	0	1 （0）
	処遇は適当	0	0	0	0	0	0	9 （0）
	処遇は不適	0	0	0	0	0	0	0 （0）
②請求取下げ								9 （0）
③審査以前に退院・改善								6 （1）
④未　審　査								4

（　）内の件数は令和６年度に受理した件数の再掲。

ウ　精神医療審査会専用電話受理実績　（令和８年２月 28 日現在）（単位：件）

年　度 項　目	令和６年度	令和７年度
退院、処遇改善等の請求に関するもの	213	126
その他の電話相談	500	582

【評価・改善等】

審査会は精神障害者の人権擁護という目的のために、公平かつ迅速な審査を行う使命がある。どの合議体が審査をしてもその結果は等しくあることが求められ、審査する合議体によって審査結果に大きな齟齬が生じることは極力避けなければならない。そのため、全委員が集まる全体会で判断に迷う事項について検討し、統一の判断基準を確認した。

令和６年４月施行の精神保健福祉法一部改正に伴う審査件数増加に向けて、「表ア　審査体制」のとおり委員数、合議体数を増加した。

【課題】

令和６年４月施行の精神保健福祉法一部改正後、審査件数が増加（令和６年２月末時点 3106 件と比較）している。今後も速やかな審査を実施するため、審査会運営方法の見直しや審査体制の変更が必要である。

（２）自立支援医療費（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定・認定事務

地域における精神障害者への安定した医療の提供や、社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、自立支援医療費（精神通院医療）の判定・認定及び発行、精神障害者保健福祉手帳の判定・発行に関する業務を実施している。

ア　判定・認定事務

○判定会開催：年24回（月２回）

○判定委員：精神科医師６人（輪番制で１回の判定会には３人の医師が出席）

○判定・認定実績

※ 自立支援医療費(精神通院医療)

精神障害者に関する適正な医療を確保するため、通院医療費のうち医療保険適用分（70%）と 自己負担分（原則10%）を除いた部分を公費負担している。

（時点：年度末）（単位：件、人）

項目＼年度		令和６年度	令和７年度
判定会承認件数		21,488	17,161
受給者証	発行件数	44,088	46,133
	所持者数	32,897	34,282

※ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の交付を通じ、各方面の協力を得て実施される各種の支援の利用を促し、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図る。

（時点：年度末）（単位：件、人）

項目＼年度			令和６年度	令和７年度
判定件数	新規申請		2,477	2,712
	更新等		4,514	5,149
交付件数	判定会	新規申請	1,834	1,988
		更新等	3,938	4,472
	年金照会	新規申請	350	327
		更新等	3,393	3,970
転出及び死亡等による返還件数			442	402
障害等級別手帳所持者数	１級		1,374	1,453
	２級		12,083	13,018
	３級		6,086	6,390
	計		19,543	20,861

【評価・改善等】

自立支援医療費（精神通院医療）については、精神障害者の医療費の一部を公費負担することにより、経済的負担の軽減を通じた自立支援につながっている。また、精神障害者保健福祉手帳については、精神障害者の社会復帰や自立と社会参加において各種福祉サービスを受けやすくなっている。これらを精神障害者が適切に利用できるよう、的確な申請となるよう市町及び医療機関に協力を求めている。

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定は、市町が申請を受け付け、受診者世帯が加入している医療保険及び所得等の状況により所得区分を確認のうえ、県に進達し、県で審査・認定を行っている。

このため、マイナンバーを活用した所得確認業務については、実際の運用上非効率な面もあることから、地方税情報を有する市町の協力を得て行っていた。

令和６年12月２日からマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行が開始されたことに伴い、医療保険情報の確認（資格確認）をするためにはマイナンバーを利用した情報提供ネットワークシステムの利用が必須となったが、本システムを市町が利用するためには、県から市町に対して権限移譲が必要となるため、静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正し、令和７年８月１日から市町に所得区分の審査権限を移譲した。

権限移譲により、市町がマイナンバーを利用して所得区分の審査をすることが可能となり、申請者の利便性が高まった。また、市町においても申請者に対して確認書類の提出を求める等の事務処理の負担が軽減した。県においても、権限移譲前は市町からの進達後に市町を通じて提供された受診者世帯の検索情報を元にマイナンバーを利用して資格確認及び所得確認を行う作業に日数を要していたため、権限移譲により審査日数が短縮し、申請受付から発行まで期間が大幅に短縮した。

【課題】

自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳ともに年々申請件数が増加している中、マイナ保険証への移行に伴い自立支援医療費（精神通院医療）の審査権限の一部を市町へ権限移譲した後の市町支援事務、令和６年度末から稼働開始した手帳・医療新システムの不具合への対応業務、手帳・医療のマイナポータルとの情報連携業務の再開、自立支援医療費（精神通院医療）の自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）への対応業務など、国のデジタル対応やその機会に併せた制度変更が随時行われ、対応が必要となっている。

特に、マイナポータルとの情報連携業務やPMHへの対応業務は、再度、紐付け誤りを起こさないため、住基情報との突合によるエラー対象者の情報確認を手作業で行う必要があり、発行業務を圧迫している。

（３）精神保健福祉相談事業・診療事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談として、心の健康相談から精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、依存症、思春期など精神保健福祉全般の相談を行っている。このうち、個別面談による相談を広義の精神保健福祉相談に位置付けている。また、この精神保健福祉相談のうち、自殺対策推進センター、ひきこもり支援センター及び依存症相談拠点として実施した相談のいずれにも該当しないものを精神保健福祉相談（一般相談）に位置付けている。

また、精神科診療所を標榜し診療事業の機能を備えている。

ア　目　的

広く県民からの精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を受ける。特に複雑又は困難なものについては、総合的技術センターの立場から適切に対応するとともに、必要に応じて関係機関の協力を求めて対応する。

イ　計　画

(ア) 精神保健福祉相談（一般相談）

一般相談以外の精神保健福祉相談は、「自殺対策事業」、「ひきこもり支援事業」、「依存症対策事業」の各事業で計上する。

(イ) こころの電話相談

ウ　実　績

(ア) 精神保健福祉相談（一般相談）

相談日：随時　8:30～17:15

相談員：センター職員　　（令和８年２月 28 日現在）（単位：人）

項　目　＼　年　度	令和６年度	令和７年度
実　人　数	1	0
延　人　数	1	0

(イ)「こころの電話」

ストレス社会で急増するこころの悩みに対応するため、静岡県精神保健福祉総合相談の一環として、県全域を対象に電話相談を実施している。

a　概　要

(a) 名　称　　こころの電話

(b) 相談日　　平日　8:30～11:45、13:00～16:30

(c) 相談担当者　こころの電話相談員　５人（当番制で常時１人が対応）、センター職員

(d) 備考　　平日の時間外、閉庁日は、「浜松いのちの電話」と「静岡いのちの電話」に転送

b　相談実績

(a) 相談件数　　（令和８年２月 28 日現在）（単位：件）

項　目　＼　実　績		令和６年度	令和７年度
相談対応件数	男　性	965	1,100
	女　性	1,864	1,749
	不　明	15	34
	計	2,844	2,883
無言電話		142	306

(b) 相談内容（障害別）　　（単位：件）

項目 ＼ 実績		令和６年度	令和７年度（令和８年２月28日現在）
障害別	器質性障害	41	61
	物質乱用による障害	93	133
	統合失調症など	546	584
	気分障害	386	427
	神経症性障害	208	192
	身体的要因	137	185
	人格・行動の障害	208	164
	精神遅滞	58	58
	発達障害	84	128
	その他	106	75
	不明	1,055	983
	なし	69	91
	計	2,991	3,081

注）内容に重複あり

(c) 相談内容（問題別）　　（単位：件）

項目 ＼ 実績		令和６年度	令和７年度（令和８年２月28日現在）
問題別	家族に関する問題	1,038	948
	社会的環境に関する問題	315	301
	教育上の問題	20	18
	職業上の問題	317	273
	住居の問題	73	43
	経済的問題	118	126
	保健機関の問題	53	57
	法律の問題・犯罪被害	33	19
	その他社会的問題	70	82
	不明確	654	758
	なし	189	194
	性の問題	50	26
	医療機関の問題	154	208
	計	3,084	3,053

注）内容に重複あり

(d) 対　応　　(単位：件)

項目＼実績		令和６年度	令和７年度（令和８年２月28日現在）
傾聴・助言		2,710	2,707
情報提供	保健所	35	26
	病院・診療所	96	83
	精神保健福祉センター	109	115
	各種相談機関	133	162
	その他	49	73
そ の 他		92	132
合　　計		3,224	3,298

注）内容に重複あり

（ウ）　診療事業

a　概要

(a) 実施日

一般診療／ひきこもり専門外来　　毎週水曜日の午前（予約制）

(b) 対象

対応困難なひきこもり相談ケースを中心とした保険診療

b　診療実績　　(単位：人)

項目＼実績			令和６年度		令和７年度（令和８年２月28日現在）	
			実人数	延人数	実人数	延人数
受診者内訳	初診者	男性	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0
	再診者	男性	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0
	計		0	0	0	0

エ　評　価

（ア）精神保健福祉相談事業（一般相談）

随時相談としており、ホームページやリーフレットに掲載するなどの案内を出しているが、センターに寄せられる相談のほとんどが各事業の相談枠に当てはまるものであるため、一般相談に整理するものは少ない。

（イ）こころの電話

自殺企図の危険をはらむ相談者への対応をする場合もあるため、相談者の安全の確保を優先して匿名性の枠を外して精神科への受診を勧奨するほか、警察や消防への通報等危機介入を行うときがある。危機介入場面で、相談員と職員が連携して迅速に対処できる体制の維持向上を図っている。

（ウ）診療事業

県内で精神科クリニックが増加し、身近な地域で受診が可能になる中で、行政と民間の役割分担を図り、当センターにおいては、対応が困難な精神症状を有するひきこもり相談ケースに特化したひきこもり専門外来を平成17年度から設置している。

近年、ひきこもり状態にある者について、地域における診療体制が強化され、精神症状を有するケースに係る診療の受入れが充実してきた。今後は、ひきこもり支援センターと連携を図りながら、対応困難なひきこもりケースの診察を求められた際に、的確に対応できる体制の確保に努めていく。

オ　課　題

精神保健福祉に関する相談業務全般について、まずは、より地域住民の身近な基礎自治体の相談窓口で受ける体制づくりが進む中で、総合的技術センターとしての立場である当センターがどのような相談機関であるべきか、引き続き検討が必要である。

こころの電話相談には、様々な相談が寄せられており、県民からの相談ニーズがある。こころの電話における質の高い相談体制を維持していくために、相談員の安定した継続的な雇用と人材育成を検討していく必要がある。

診療に関して、精神保健福祉センター運営要領（厚労省局長通知）において「診療機能を持つことが望ましい」とされているに過ぎず、今後、どのような診療機能を維持するか検討していく必要がある。

（4）自殺対策事業（静岡県地域自殺対策推進センター）

静岡県では、全国に先駆けて平成18年度に、富士市で自殺対策のモデル事業の取組を開始し、働き盛りの中高年を対象としたうつ病の早期発見・早期治療システムを構築した。平成21年度には、自殺対策の効果的な推進を図ることを目的に自殺予防情報センターを設置し、平成28年度からはこの名称を地域自殺対策推進センターに改め、以後、市町等と連携した自殺対策の推進を図っている。

ア　目　的

県民の自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、総合的な自殺対策を推進する。併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、県民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現する。

イ　計　画

「第３次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」（計画期間：2023～2027年度）

計画上の成果指標は、『2027年までに自殺者数を450人未満（人口10万に当たりの自殺者数12.9相当）まで減少させる』である。

(ア) 主な取組目標（教育研修）

ゲートキーパー講師養成研修会の開催回数	１回／年
ゲートキーパー講師フォローアップ研修会の開催回数	１回／年
自殺未遂者ケア研修会の開催回数	１回／年
自死遺族支援者研修会	１回／年

(イ) 技術指導・技術援助

「第３次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を施行し、計画内容と現状の説明への助言、計画と現状を比較するのに必要な統計を作成する。

(ウ) 普及啓発

県の計画で課題としている、様々な悩みに対応した相談窓口、若年層の自殺予防、自死遺族支援や計画に挙げているゲートキーパーの養成などについて、機会を捉えた普及啓発をする。

(エ) 自死遺族支援

自死遺族等に対する個別相談、自死遺族のつどいを実施する。

(オ) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等

ウ　実　績

（ア）教育研修

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）（単位：回、人）

内　容	対　象	回数	参加人数
【ゲートキーパー研修会（専門）】 ゲートキーパー※の役割や「メンタルヘルス・ファーストエイド」を理解し、ハイリスク者に対する適切な初期支援方法の習得を図る。	行政職員（市町、保健所、電話相談員等）	1	37
【ゲートキーパー講師養成研修会】 自殺予防の役割を担うゲートキーパーの養成講師として、必要な知識や技術を身に付ける。	行政職員（市町、保健所、電話相談員等）	1	36
【ゲートキーパー研修会（一般）】 ゲートキーパーの役割、対応方法についての理解を深める。	行政職員	1	112
	精神保健福祉業務に初めて従事する者（精神保健福祉業務基礎研修会１日目に実施）	1	53
	看護学生	1	110
	消防学校	1	18
【若年層自殺対策研修会】 若年層の抱える問題やリスク等に関する基礎的な知識を習得する。 ※自殺未遂者ケア研修会と合同開催（令和７年度）	保健所及び市町の自殺対策担当者、教育機関職員等	1	―
【自殺未遂者ケア研修会】（オンライン） 教育機関や行政機関等の職員を対象に研修を行い、若年層における自殺未遂者ケアの充実を図る。	県内の学校や教育委員会の職員、市町職員（政令市を含む）、健康福祉センター職員等	1	139
【自死遺族支援者研修会】 自死遺族に関わる支援者が自死遺族の心情や必要とされる支援を理解し、日頃の業務に活かす。	当事者及び各市町（障害福祉担当課、健康づくり担当課、市民相談窓口担当課等）、各健康福祉センター、警察、消防、教育関係機関、精神科医療機関等の職員、その他相談員等自殺対策に関わる方や関わる可能性のある支援者	2	14
計		10	519

※自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく人

（イ）技術指導・技術援助

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）（単位：回）

対　象	事　業　名	令和６年度	令和７年度
県	相談・情報提供	7	3
保健所	1　自殺未遂者支援ネットワーク会議（賀茂）	1	1
	2　自殺未遂者支援ネットワーク会議（御殿場）	1	0
	3　自殺対策市町情報交換会（熱海）	1	1
	4　自殺対策市町情報交換会（富士）	1	1
	5　自殺対策市町情報交換会（中部）	1	1
	6　西部地域自殺対策情報交換会（西部）	1	1
	7　自殺対策担当者情報交換会（東部）	0	1
	8　相談・情報提供	52	41
市　町	1　相談・情報提供	75	41
その他	1　その他情報提供	21	0
計		162	91

（ウ）　普及啓発

令和７年度

項　目	内　容
ゲートキーパー・ 自死遺族支援	1　自殺対策強化月間の取組（３月） ⑴精神保健福祉だより作成（自殺対策特集）（３月中予定） ⑵ホームページに掲載（３/３～３/31） 2　その他 ⑴ホームページへのちらしの掲載（通年） ⑵年度当初の事業通知及びちらし等の送付 ⑶当所主催の教育研修等でリーフレット及びちらしの配付
若年層対策	1　周知・広報（研修等で配布） ⑴ 若年層自殺予防リーフレット うちあけダイヤル・ＬＩＮＥ相談チラシ 2　自殺対策強化月間の取組（３月） ⑴ 静岡総合庁舎本館及び別館ロビーにポスター展示（３/３～３/31）

（エ）　自死遺族のための面接相談及び遺族のつどい

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）（単位：回、人）

項　目	内　容	令和６年度		令和７年度	
		実施回数	延人数	実施回数	延人数
自死遺族面接相談	自死遺族を対象に個別相談を行う。	8	8	17	20
	自死遺族を対象に電話での個別相談を行う。	－	－	1	1
自死遺族のつどい（わかちあいすみれの会）	自死遺族が安心して思いを語り、思いや体験をわかちあえる場を提供する。	4	7	4	16

（オ）自殺総合対策の推進に資する調査研究等

実績は、「調査・研究」の項に計上

エ　評　価

（ア）教育研修

各種研修とも、本県の課題及び対象に合わせて研修会が開催できた。テーマが重なってくる研修については、合同とするなど状況に応じて柔軟に開催した。参加者からはおおむね高評価であり、効果的な研修が実施できた。

令和６年度に実施した自死遺族支援者研修を令和７年度では、自死遺族と支援者のための教室として遺族と支援者を対象に２回実施した。当事者の話とセルフケアの２本立ての内容とした。実施後のアンケートでは支援者、遺族それぞれの立場からおおむね高評価であった。２回目の実施では教室の終了後にわかちあいを実施し、わかちあいの会に参加したことがない遺族が知る機会となった。

（イ）技術指導・技術援助

令和元年度までに完成した県下の 33 市町の自殺対策計画は、令和６年度には管内全ての市町が計画更新を終えている。令和２年度から続く進捗状況の「確認シート」に関連する支援をし、令和３年度から始まった「推進状況調査」の支援を合わせて行った。

県内の各地域の実情に見合った形で自殺対策が推進できるよう、各健康福祉センターと連携しながら支援した。また、若年者や女性の自殺者増加などの動向に注視し、統計情報の分析を行うとともに情報提供をしていくことが市町におけるきめ細やかな県民サービスにつながるため、より一層強化する必要がある。

令和７年度には、自殺対策基本法の改正があり、市町はこどもの自殺に係る協議会の設置をすることになった。現段階では国のガイドラインが発表されておらず、県としてもどのように動いていくか方針を決めているところとなっている。次年度以降、国のガイドラインが示され、県や市町の方針を検討していく段階になり、健福や市町からの問合せが増加することが見込まれる。国やＪＳＣＰ等から情報をいち早く集められるようアンテナを高くしていく。

（ウ）普及啓発

啓発物の配布だけではなく、インターネットやＳＮＳを活用し普及啓発に力を入れていくほか、支援を必要としている人に情報が届く啓発の方法を検討し、実施していく必要がある。

（エ）自死遺族のための面接相談及び遺族のつどい

自死遺族のための面談相談については、迅速な支援ができるように随時相談とし、また必要な人に情報が渡るように自死遺族支援におけるホームページを新たに開設した。年間を通してコンスタントに相談があり、令和６年度と比べ、相談人数が増加した。今後も同様に周知し、支援を必要とする遺族が相談できるように情報を提供していく。

また、自死遺族のつどいについては、令和６年度から運営方針を変更した。令和７年度では参加者が増加した。個別相談からつどいにつながったケースもあった。民間の団体の広報支援も本県の役割であることから、民間でつどいを実施している団体に話を聞くことができた。全県に対する支援ができるよう、研修会の開催方法についても工夫が必要である。

オ　課　題

今年度はゲートキーパーフォローアップ研修を実施することができなかった。来年度は開催できるように、今年度から準備をすすめていく。

今年度は自殺対策推進連絡会を実施しなかった。市町の自殺対策において困難に感じている部分や情報共有したい部分について精査し、市町の自殺対策推進に効果的なテーマの設定ができるようにしていきたい。

令和６年度から自死遺族のつどいの開催方法を変更した。つどいの参加者やファシリテーターからは東部地域での開催を希望する声があがっている。今後のつどいや教室の参加者の状況やニーズを確認しながら、東部地域での自死遺族のつどいの開催について検討していく。

各自殺対策業務において、支援を必要としている人に、必要な情報が届くよう、開催方法や普及啓発の方法に工夫が必要である。

（５）依存症対策（依存症相談拠点）

ア　目　的

国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、関係機関（医療機関、保健所、市町、民間団体、保護観察所等）と、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた包括的な支援を提供し、依存症患者やその家族等の地域におけるニーズに総合的に対応する。平成30年度から当センターをアルコール・薬物・ギャンブルの依存症相談拠点に位置付けて、相談支援の強化に努めている。

イ　計　画

（ア）医療機関、自助グループと連携した依存相談（アルコール、薬物、ギャンブル等）：県内１か所

（イ）依存症の回復支援：リカバリーミーティング（アルコール、薬物、ギャンブル等）：県内１か所

（ウ）保護観察所と連携した有効で切れ目ない個別支援

（エ）人材育成：依存症問題従事者研修

ウ　実　績

（ア）医療機関と連携した依存相談　（令和８年２月28日現在）（単位：人）

会　場	相談日時（予約制）	専門相談員	令和６年度		令和７年度	
			実人数	延人数	実人数	延人数
静岡総合庁舎	第１・３木曜日、 第２月曜日 13:00～16:00	病院精神保健福祉士 県断酒会理事長	39	39	38	38

（イ）リカバリーミーティング

様々な依存を有する当事者の自助グループ活動への支援を発展させて、平成28年度から様々な依存問題を抱える当事者を対象にしたグループミーティングを、依存症集団療法ＳＭＡＲＰＰ※のテキストを活用して実施している。令和６年10月から東部会場での開催を休止している。

（令和８年２月28日現在）（単位：人）

会場	相談日時 （予約制）	スタッフ	令和６年度		令和７年度	
			実人数	延人数	実人数	延人数
静岡総合庁舎	第２・４火曜日 13:30～15:30 通年開催	センター職員、回復者スタッフ （断酒会理事、ダルクスタッフ）	５	39	８	58
東部総合庁舎	第１水曜日 13:30～15:30 ４～９月開催	センター職員、病院心理士、回復者スタッフ（ダルクスタッフ）	４	15	－	－
計			９	54	８	58

※SMARPP（Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program）は、覚せい剤依存症の治療を目的に開発されたプログラム。患者が自らの飲酒、薬物使用、ギャンブル等から自らを避ける具体的な方法を見つけられるようにする集団療法。当センターでは、その一部を改変し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症を対象にしたプログラムが実施している。

（ウ）保護観察所との連携

令和２年度から令和４年度は、静岡保護観察所の要望を受け、薬物再乱用防止プログラムの集団処遇に、助言とリカバリーミーティングの周知を目的として精神保健福祉センター職員を派遣をした。令和５年度からは、新たに連絡会を開催し、保護観察所と精神保健福祉センターの現状報告とそれに即した連携のあり方について、情報共有と協議を行った。

保護観察所で開催される引受人・家族会に講師として出席し、当センターで実施する依存症対策事業について、家族や保護司に説明を行った。また保護観察期間が終了する前の当事者に対して、リカバリーミーティングへの体験的な参加を受け入れた。

（エ）依存症問題従事者研修

内　容	対　象	回数	参加人数
依存症に関する相談対応の向上や依存問題を有する人に対する効果的な支援に関する基礎知識の習得	行政機関、精神科医療機関、相談支援事業所等に所属する保健師、精神保健福祉士、相談員等	1	88

エ　評　価

（ア）依存相談

月ごと件数にばらつきはあるものの、実績は例年並みである。相談の内訳は、ギャンブルの相談が16件と一番多く、買物依存が７件、アルコールが４件、薬物が３件、ゲーム・ネット依存が３件等であった。昨年度と比べると、ギャンブルに関する相談が増えており、買物等を含む行為依存の相談件数が増加している。

また、曜日ごとの相談件数では、９割以上が木曜日実施だった。月曜日は断酒会員が相談員を務めており、相談者がアルコール問題を抱えてる場合には、月曜日の相談予約を勧めることもある。今年度アルコールに関する相談はあるものの、月曜日の予約には至っていない。電話相談の際、断酒会や依存症拠点病院を紹介するため、直接自助グループや医療機関につながっていることが考えられる。また、そもそもアルコール問題を抱えている相談者は高齢者が多くを占め、情報が手に届かなかったり、わざわざ静岡市にまで相談に行けなかったりという課題も懸念される。

（イ）リカバリーミーティング

令和６年10月以降、東部会場での開催を休止した。休止に当たり、参加者及びスタッフに説明をして了承を得た。継続参加者は元々自助グループにつながっており、新規参加者も休止前に自助グループにつながったため、休止による参加者への大きな影響はなかった。

前年度と比較し、中部会場の新規参加者が増加した。保護観察所や弁護士、民間施設や他の行政機関など、紹介からつながるケースがほとんどであった。紹介の場合は本人の同意を得た上で、関係者と情報共有しながら切れ目のない支援が可能であり、継続参加につながりやすいと考えられる。

（ウ）保護観察所との連携

今年度は刑務所職員のリカバリーミーティング見学の受入れや、刑務所プログラムへの職員派遣などを実施し、出所後から保護観察中、そして地域へ移行するまでの連携体制を強化することができた。

（エ）依存症問題従事者研修

県内依存症拠点病院に従事する心理士を講師とし、依存症問題における基礎的な内容をテーマとして講義を依頼した。また、ダルク施設長と利用者に体験談を語ってもらった。アンケート結果からは、講義は95％以上が参考になった、大変参考になったと回答があり、当事者体験談は大変参考になった

が81％（参考になったが15.5％）と大変好評だった。依存症について詳しくない支援者にも分かるように、基礎的な話から講義をしてもらったが、そのことも高評価の一因になっていることがうかがえた。当事者の体験談が参考になったという声は大変多く、今後も当事者の体験談はプログラムに入れていけるとよい。グループワークは８割の参加者から高評価だった。グループワークは地区別のグループにするか等、今後実施する際には検討していく。

今回、研修会をハイブリッド形式で実施したが、９割以上の参加者がオンラインでの参加だった。静岡まで出張して研修を受けることはできないが、オンラインなら参加でき、希望している支援者が多いことが分かった。

参加者からは、依存症の基礎的な話から聞くことができてよかった、体験談があることでとても理解が深まった等の意見が多く聞かれた。依存症についての基礎知識を広く知ってもらうという研修の目的は一定果たされたと考えられる。

オ　課　題

(ア) 依存相談

依存症かどうか知りたい、病院受診が必要か分からない等、まず相談をしてみたいというケースが一定数見られ、専門医療機関や自助グループにつながる前の相談の入り口の役割が求められており、今後も継続的に実施していくことが必要だと考えられる。そのため、今後も専門医療機関や自助グループと相互に交流しながら、依存相談を連携して実施していくことが課題である。

(イ) リカバリーミーティング

引き続き新規参加者を増やすため、ホームページ等での周知や医療機関・司法機関等との連携強化を検討する。

(ウ) 保護観察所との連携

リカバリーミーティングへの保護観察所職員及び対象者の受入れや、薬物再乱用防止プログラムへのセンター職員派遣等、計画を立てて進めていく。また刑務所との連携も継続していく。

(エ) 依存症問題従事者研修

オンラインでの参加ニーズが高いため、今後もオンラインかハイブリッドの形で研修の実施を検討する。参加者の中には、さらに発展した内容についての研修を希望する声もあったため、自助グループや病院で実施しているプログラムの詳細について、事例紹介等、より具体的な内容を研修に取り入れることも視野に、来年度の研修プログラム構成については検討することが必要である。

（６）ひきこもり支援事業（静岡県ひきこもり支援センター）

平成11年度から取り組んできたひきこもり支援は、健康福祉センターとの連携の下に実施してきたが、相談ニーズに応じた支援を的確に行うため、平成25年度からひきこもり支援センターを設置し、相談窓口を一本化して統一的な対応による支援の強化を図ってきた。また、社会参加のステップとなる環境を整えた居場所の利用を促すとともに、最適な社会資源を紹介する等利用者の状態に応じた最適な支援を行っている。

ア　目　的

ひきこもりに関する知識の普及啓発を行うとともに、ひきこもりに特化した専門的な相談と支援を提供する。また、より身近な市町において相談できる窓口の設置及び支援の充実に向けて、市町等地域資源に対する技術支援・人材育成を行う。

イ　計　画

（ア）ひきこもり支援センター設置運営事業

開設日：平日　8：30～17：15　（専用電話受付　10：00～12：00、13：00～15：00）

体　制：精神保健福祉センターに専用相談窓口を開設し一元的に相談を受け付けた上で、精神保健福祉センター及び関係健康福祉センターに配置したひきこもり支援コーディネーター（６人）が、面接相談に応じ、全県を網羅した一体的な支援体制を確保している。

ひきこもり支援センター				
拠点	精神保健福祉センター	東部健康福祉センター	中部健康福祉センター	西部健康福祉センター
所管区域 健康福祉センター単位	全県 （電話受付）	賀茂、熱海、御殿場、東部、富士	中部	西部
コーディネーター数	２人	２人	０人	１人

（イ）電話・来所・訪問相談

（ウ）普及啓発

（エ）静岡県ひきこもり対策連絡協議会

（オ）ひきこもり家族教室メンター派遣事業

（カ）その他ひきこもり対策支援事業

ウ　実　績

（ア）計画のとおり設置運営（県ひきこもり支援センター８か所分の合計）

（イ）電話・来所・訪問相談（県ひきこもり支援センター８か所分の合計）

令和７年度（令和８年２月28日現在）（単位：延べ件）

区分／年度	電話相談	来所相談	同行支援	訪問相談			家族教室・交流会	ケースカンファレンス	連絡調整	社会資源調査	その他	計
				本人	家族	本人・家族						
Ｒ６	333	492	9	6	21	12	127	143	599	8	290	2,040
Ｒ７	252	349	11	19	14	13	89	138	800	11	361	2,057

区分／年度	母	父	両親	本人	本人＋家族	その他家族	その他	計
Ｒ６	589	91	78	265	80	52	885	2,040
Ｒ７	471	83	42	256	64	72	1,069	2,057

（ウ）普及啓発（精神保健福祉センター）

a　リーフレット　ひきこもり支援センターの事業内容を周知するリーフレットを関係機関との会議等で配布した。また、ひきこもりに対する知識と対応についての理解を深めるためのリーフレットについても、各健康福祉センターや関係会議等で配布した。

b　広報／周知　・精神保健福祉センターホームページ
・各市子ども若者支援マップでの掲載（富士市等）
・市町教育委員会生徒指導担当者会議でのセンターの周知（10 月）
・ひきこもり支援センターだよりの発行

（エ）静岡県ひきこもり対策連絡協議会（精神保健福祉センター）

ひきこもり支援に取り組む関係機関が一同に会し、効果的な支援のあり方について協議した。教育と福祉の連携について課題意識を共有した。メタバースを用いた当事者等居場所支援について情報交換等行った。

開催日	令和８年２月 17 日	
委員 出席者 16 人	学識経験者	静岡大学教授
	教育関係	県教育委員会（義務教育課、高校教育課、社会教育課） 県私学振興課、静岡県総合教育センター 子ども・若者相談センター「アンダンテ」
	労働関係	静岡労働局、県労働雇用政策課
	福祉関係	静岡市子ども若者相談センター、県障害福祉課、県福祉長寿政策課、県社会福祉協議会、精神保健福祉センター、浜松市精神保健福祉センター
	家族会	KHJ 静岡県いっぷく会

（オ）ひきこもり家族教室メンター派遣事業（精神保健福祉センター）

平成 20 年度以降、ひきこもりの状態を解消・軽減した家族（メンター）が、同じ悩みを経験してきた者として家族に寄り添った支援を行うひきこもり家族教室メンター派遣事業を実施している。

（単位：回、人）

実績／センター	令和６年度		令和７年度（令和８年２月 28 日現在）	
	回　数	人　数	回　数	人　数
賀　茂	0	0	0	0
熱　海	0	0	0	0
東　部	1	1	2	2
御殿場	0	0	0	0
中　部	0	0	0	0
富　士	0	0	0	0
西　部	0	0	1	1
計	1	1	3	3
登録者数	６世帯７人 （夫婦１組、父親のみ１人、母親のみ５人）		６世帯７人 （夫婦１組、父親のみ１人、母親のみ４人）	

（カ）その他ひきこもり対策支援事業

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）（単位：人）

内　容	日　時	対　象	参加人数
ひきこもり支援従事者養成研修※※３（２）教育研修の再掲	令和７年８月 25 日 10 時～16 時 30 分	教育・就労・福祉関係でひきこもり支援に携わる者	午前 78 人 午後 32 人 延べ 110 人
ひきこもり家族交流会（全県版）	令和７年６月 25 日 13 時 30 分～16 時 30 分	静岡県で関わっているひきこもりに悩む家族	参加家族５人 メンター４人 健福職員６人 計 15 人
ひきこもり講演会	令和７年 12 月 16 日 13 時 30 分～16 時	一般県民、ひきこもりに支援に携わる者	101 人

エ　評　価

ひきこもり支援従事者研修について、午前の講義はオンラインと現地のハイブリッド形式で、午後の当事者及び家族の体験談、ケース検討会は現地のみで開催した。ケース検討会では、市町が継続的に支援しているケースを事例として扱った。参加者アンケートでは、当事者等の体験談を聞くことのできる貴重な機会になった、具体的な事例を検討し様々な意見を聞くことができてよかった等の感想が多く、満足度も高かった。今後も、県内のひきこもり支援体制整備の状況を把握した上で、実践的な研修を実施していくことが求められている。

ひきこもり講演会は、静岡県総合福祉会館シズウェルを会場に、Zoom、メタバースとのハイブリッドで開催した。Zoom で当事者 10 人、当事者家族 20 人が参加しており、オンラインを併用することにより講演会に参加できる当事者や家族が多くいることが分かった。メタバースでは当事者家族が４人の参加だった。当事者からは、メタバースに慣れておらず、Zoom の参加にした等の声が聞かれ、メタバースで参加するハードルをいかに下げるかは課題である。ひきこもり当事者で、現地で参加できたことから、前向きになることができたという声も聞かれ、ハイブリッド形式での講演会の開催の必要性が感じられた。今後も参加者のニーズに対応した講演会を実施していく。

今後も、生活困窮者自立支援事業等幅広い支援者に対して、ひきこもり支援の取組を周知していく。不登校児童義務教育修了後の途切れない支援、「8050 問題」、就職氷河期世代を念頭に置いて関係機関との連携を図り、適切な支援につないでいく。

ひきこもり家族教室メンター派遣事業では、メンター（ひきこもりの状態を解消・軽減した家族）の経験に基づく助言が、参加家族だけでなく支援者にとっても支援の参考になると好評を得ている。今後も、ひきこもり当事者・家族の気持ちに寄り添った支援の充実を図っていく。

ひきこもり家族交流会（全県版）は令和元年度から令和４年度まで、新型コロナウィルスの影響で開催が見送られてきたが、令和５年度以降連続して開催することができた。参加者数は例年の参加者よりも少なかった。参加希望はあるが、日程の都合が合わない人が複数いたことが原因と考えられる。参加者を増やしていくために、開催時期、周知方法等検討していく必要がある。

オ　課　題

コロナ禍で中止となっていた全県版の家族交流会を令和５年度から再開し、令和７年度も実施し、参加家族からは好評を得た。一方で参加家族数は、以前継続して実施していた頃と比べて減少しており、ひきこもり当事者の家族が参加しやすい形での実施方法を検討していく必要がある。

ひきこもり支援従事者養成研修及びひきこもり講演会については、オンラインと現地での開催を必要に応じて検討していく。ひきこもり支援従事者養成研修は、市町がひきこもり支援体制整備を進めていくことを促すような内容で実施していくことが望ましい。ひきこもり講演会は、当事者や家族、関心のある一般県民が、より参加しやすい形の内容や実施方法を検討し、継続的に実施していくことが求められる。

メンター派遣事業について、登録しているメンターの数が限られている現状がある。相談につながり終結するケースを中心に、メンターとしての活動ができる家族を増やしていくことは課題である。また、研修等で体験談を話すことができる当事者の掘り起こしも課題となっている。

県民がより身近な市町において支援を受けることができるよう、各市町及び民間団体に対する技術的支援や支援者養成を更に推進する必要がある。このため、現在のひきこもり支援センターの支援能力を高めるための体制点検及び強化が課題となっている。

（7）技術指導・技術援助

ア　目　的

精神保健福祉法第６条第２項及び国の定める精神保健福祉センター運営要領に基づき、地域における精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び市町等の関係機関に対して、専門的立場からの助言及び情報提供等の技術指導・技術援助を行う。

イ　計　画

ａ　各保健所（健康福祉センター）が主催する会議や研修会等への講師、助言者及び情報提供者としての技術指導・技術援助

ｂ　各市町が主催する会議、研修会や個別相談会等のうち、保健所（健康福祉センター）のみでは対応が困難な場合の講師、助言者及び情報提供者としての技術指導・技術援助

ｃ　a、b以外の関係機関が主催するメンタルヘルスに関する会議、研修や個別ケアケース検討等のうち、自殺対策やひきこもり支援など保健所や市町等関係機関と協働して広域的又は重点的に支援する必要があるものに対する技術指導・技術援助

ウ　実　績（成果）

（単位：件、人）

実績／項目	令和６年度		令和７年度（令和８年２月28日現在）	
	延件数	延人数	延件数	延人数
保健所	88	407	61	161
市町	112	1,533	76	1,139
福祉事務所	6	16	0	0
医療施設	17	209	24	246
介護老人保健施設	0	0	0	0
障害者支援施設	3	66	19	76
社会福祉施設（社会福祉協議会を含む）	10	40	8	48
その他	96	2,187	145	2,336
合計	332	4,458	333	4,006

エ　評　価

令和６年度は、コロナ禍で一般的になったWebでの技術支援を行いつつも、必要に応じて対面のみの会議や研修を増やすような方向で事業を展開した。令和７年度も同様に実施した。

Web又はハイブリッドという形態をとると件数は伸びるが、内容については対面ではないと充分に行えない支援も多い。予算削減の中、旅費が不足しそうになったこともあったが、必要な支援は実施できるように努力してきた。

実績では、令和６年度は支援総数では大きな増減はみられなかったが、保健所への支援が前年に比べ減少した反面、それ以外の機関への技術支援が増加している。

実績の大幅な増加がみられたが、依存症やその他事業による研修など参加者が増加した。

また、外部研修の講師や情報提供等の頻度の増加による影響が考えられ、当センターの専門機関としての役割が果たせていると言える。

オ　課　題

支援の実施方法では、オンラインか対面、ハイブリッドのいずれかで対応しているが、対象者や開催目的や支援のねらいに応じた実施方法を検討する必要がある。

各機関から要望が寄せられる支援内容は多岐にわたっており、それぞれの支援効果を質的に向上させるためには、支援元の要望のねらいや現状などを明確に事前聴取し、かつ当方の支援目的とすり合わせする必要がある。しかし、現状の支援は当方の支援目的とのすり合わせが十分でないことが課題である。

（8）人材育成・教育研修

ア　目　的

保健所、市町、障害者支援事業所、精神科医療機関及び教育機関等の関係機関で精神保健医療福祉業務に従事する職員等の人材育成・技術的水準の向上を図る。また、関係機関同士の職員間の連携強化に資する。

イ　計　画

各事業の枠組み及び事業計画に従い実施する。

ウ　実　績（成果）

各機関で活動する専門職を対象に、初任者から経験者までに対応する内容で各研修を実施した。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮した「新しい生活様式」に即し、参加人数やオンライン回線の制限を設けた中でも、昨年度より参加延人数が増加した。

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）（単位：回、延べ人数）

研修名	内　容	対　象	回数	参加人数
精神保健福祉業務基礎研修会	精神保健福祉業務を実施するための基礎的な知識を学ぶ。	新任の精神保健福祉業務担当者等	2	107
ひきこもり支援従事者養成研修（会場・オンライン）	ひきこもり状態にある当事者やその家族の早期発見・早期対応のための基本的な知識や支援方法を習得するとともに地域における円滑な連携を促進する。	保健所、市町、社会福祉協議会等のひきこもり支援従事者	1	110
ゲートキーパー養成専門研修会	ゲートキーパーの役割や「メンタルヘルス・ファーストエイド」を理解し、ハイリスク者に対する適切な初期支援方法の習得を図る。	保健所、市町の精神保健福祉担当者等	1	33
ゲートキーパー講師養成研修会	自殺予防の役割を担うゲートキーパーの養成講師として、必要な知識や技術を身に付ける。	保健所、市町の精神保健福祉担当者等	1	34
自殺対策研修会	教育機関や行政機関等の職員を対象に研修を行い、若年層における自殺未遂者ケアの充実を図る。 ＊若年層自殺対策研修会、自殺未遂者ケア研修会、こころの緊急支援活動研修会の３つを同時開催	県内の学校や教育委員会の職員、市町職員（政令市を含む）、健康福祉センター職員等	3	139
自死遺族支援者研修会	自死遺族に関わる支援者が自死遺族の心情や必要とされる支援を理解し、日頃の業務に活かす。	保健所、市町の精神保健福祉担当者、医療機関職員等	2	14
精神保健指定医会議	精神保健指定医の役割と精神保健福祉行政の理解を深める。	精神保健指定医、行政職員等	1	55
災害時メンタルヘルス研修会	心のケアの基礎知識・対応を知り、災害時の自機関の体制を振り返り、	市町職員、保健所職員	1	134

研修名	内　容	対　象	回数	参加人数
	業務に活かす。なお、下記の研修への派遣者が復命研修を実施するコーナーをもうける。			
災害時 PFA と心理的対応研修への受講者派遣事業	国立精神神経医療センターで実施する研修に健康福祉センター職員含む２名を派遣し、当センターでの災害時メンタルヘルス研修で復命を実施する。	市町・保健所職員等	1	2
保健所精神保健福祉業務連絡会	県内の各健康福祉センターが、精神保健福祉業務を円滑に実施できるように情報提供や情報交換を行う中で助言指導を行う	健康福祉センター等	1	17
健康福祉センター等精神保健福祉士連絡会	令和４年度から県精神保健福祉士の資質向上のための連絡会を実施	県の健康福祉センター等に勤務する精神保健福祉士	3	23
依存症問題従事者研修会	依存症に関する相談対応の向上や依存問題を有する人に対する効果的な支援に関する基礎知識の習得	行政機関、精神科医療機関等に所属する保健師、精神保健福祉士、相談員等	1	88
計			18	756

エ　評　価

＜精神保健福祉業務基礎研修会＞

延べ約 100 人の参加があり、講義内容に対する評価も高く、新任の精神保健福祉業務担当者等に適した研修会を実施できた。ただし、２日間集合形式で実施したが、参加者の負担も考慮し、実施方法については検討が必要である。

また、令和６年の精神保健福祉法の改正に伴い、市町等における精神保健に係る相談支援体制の整備が求められ、当センターでも市町等行政職員の相談支援を行う人材の研修会の開催の実施が望まれる。しかし、本研修会は行政職員以外も対象としており、内容が十分ではない。

＜災害時メンタルヘルス研修＞

県企画政策課に静岡県の健康福祉部の災害時の体制についての行政説明を依頼したほか、DPAT インストラクターの岡庭氏（こころの医療センター）から石川県への災害派遣の体験など講義をしていただいた。内容については知識のアップデートができたと好評であった。

＜災害時 PFA と心理的対応研修への受講者派遣事業＞

当センターでは、外来講師を２名招聘し、PFA 研修を開催してきたが、近年自前で PFA 研修を実施する市町も出てきたこともあり、参加者が減少、開催コストもかかるため、健康福祉センター職員含む２名に国立精神神経医療センターの講座受講に派遣をし、上述の「災害時メンタルヘルス研修」で復命研修の実施をするという形で人材育成を続けていくこととした。派遣した健康福祉センターの職員が精神保健福祉の担当ではないが、普段の業務の中でも PFA が活用できる場面があると実際の業務に落とし込んで復命をしたのを聞いて、精神保健福祉担当者ではない者も「自分のこと」として聞いてもらえる場が作れ効果的な事業ができた。

＜保健所精神保健福祉業務連絡会＞

計画では、年間３回程度を予定していたが、計画どおりの実施が困難だった。

＜健康福祉センター等精神保健福祉士連絡会＞

令和４年度から、新規の人材育成の機会として、県の健康福祉センター及び精神保健福祉センターに勤務する精神保健福祉士を対象として、「保健所精神保健福祉業務連絡会」の枠内で連絡会を立ち上げた。県の行政機関における精神保健福祉士の役割を検討し、その役割を果たすために必要な教育体制について、今後数年をかけて検討していく。

今までに、県では精神保健福祉士独自の教育体制構築について検討されてこなかったので、評価に値する。

オ　課　題

＜精神保健福祉業務基礎研修会＞

令和８年度は実施方法を見直し、事前動画視聴を取り入れたり、オンラインでの開催も検討する。また、市町等行政職員の相談支援を行う人材育成のために活用できる研修として、国でカリキュラムを示している「精神保健福祉相談員講習会」があり、　次年度以降、本研修を精神保健福祉相談員講習会としても実施できるよう検討していく。

＜災害時メンタルヘルス研修＞

受講者の属性についてアンケート調査を実施したところ、半数以上が平時には精神保健福祉とは違う業務の担当をしており、所属の精神保健福祉の平時の業務や体制について知らない部分もあり、確認が必要であるという回答であった。平時の動きが分かっていなければ災害時の対応も滞ると考えられるため、、次年度の研修内容には災害時の備えとして平時の対応についても理解が進むような内容を考えていく必要がある。

＜災害時PFAと心理的対応研修への受講者派遣事業＞

令和７年度については、賀茂健康福祉センターから職員を派遣する協力を得ることができた。令和８年度についても、派遣の協力が得られる健康福祉センターを探す必要がある。（国立精神神経医療センターの研修受講のため２日間、当センターで実施の復命研修のために１日と最低でも３日間は拘束される。）

当センターからも災害担当者等を１名派遣する予定である、復命研修という形で広く浅くではあるが「PFA」について知る機会を継続していく必要がある。

＜保健所精神保健福祉業務連絡会＞

技術支援に関しての伝達の場としてだけではなく、令和７年度に引き続いて事例検討などを行うほか、災害時の通報対応や、地域移行支援の保健所担当者会議など意見交換や資質向上のための場として活用できるように、各健康福祉センター職員からの意見も取り入れつつ調整をしていく。

また、精神保健福祉士の資質向上のための連絡会も引き続き継続していく。

＜全体＞

コロナ禍でWebでの研修会の実施が一般化をしたが、内容によっては対面式で実施する方が効果が得られやすいものも多い。しかし、一旦Webで実施することが定着すると、対面研修に出るための旅費が削減されたり、Web研修の方が時間的な制約も少ないことから、対面で実施した研修についてもWeb研修で実施してもらえないかという声も多い。参加者数においてもWebで開講すると多くの実績が集まるという利点もあるが、今後も必要なものについては参加者数などの数よりも、研修内容の質を重視した研修が実施できるようにしていく。

（9）普及啓発

県民の精神保健福祉に対する理解を深めるため、時勢に即したテーマの講演会を開催した。その他刊行物の発行やホームページの更新等の広報活動により普及啓発を実施した。

ア　目　的

全県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、必要に応じて保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

イ　計　画

引き続くコロナ禍における有効な手段、必要な対策を講じて、普及啓発を行う。

ウ　実　績

(ア) 普及啓発講演会

(a) ひきこもり講演会

ひきこもりについての正しい知識の普及啓発を目的にして、家族や支援者を対象に、自身もひきこもり当事者であった林恭子氏を講師に招いて講演会を行った。

令和７年度（単位：人）

演　題	「ひきこもりの真実ー就労より自立より大切なことー」
講　師	一般社団法人ひきこもりＵＸ会議　代表理事　林　恭子　氏
開催日	令和７年 12 月 16 日
会　場	静岡県総合福祉会館シズウエル６階 601 会議室
参加人数	101

(b) 依存症の問題に悩む家族のための講演会

一般県民の依存症に関する知識の普及を目的にして、依存症問題を抱える家族を対象にした講演会を実施した。

令和７年度（単位：人）

演　題	・講演「依存症の回復に導かれるために」 ・体験談
講　師	静岡福祉大学　社会福祉学部　長坂　和則　教授 薬物依存症を考える家族の会「ビリーブ」当事者家族 えある「ギャンブル障害の家族関係者の会」当事者家族 静岡県断酒会家族　□□□□　氏
開催日	令和７年９月 26 日
会　場	静岡総合庁舎　別館３階　多目的室（ハイブリット開催）
参加人数	83

（イ）刊行物

(a) 精神保健福祉だより

当センター及び県内の関係団体等の精神保健福祉に関する活動や情報を集めた情報誌を作成し、関係機関にメールにより発信した。

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）

番　号	内　　容
No. 133	静岡県断酒会の挨拶、アルコール依存症の治療とその家族、自助グループと依存問題の相談先、新任職員の声　等

(b) 静岡県精神保健福祉センター所報（No. 55）

当センターの令和５年度の活動実績をまとめ、関係機関にメールで発信した。

(c) 静岡県ひきこもり支援センターだより（Vol. 16）

県ひきこもりコーディネーターが配置されているひきこもり支援センターの紹介とコーディネーターの管轄エリア等を掲載した刊行物をメールで発信した。

(d) 庁舎展示等

自殺予防週間（９月）や自殺対策強化月間（３月）の機会を捉えて、庁舎本館ロビー等数か所にポスターを掲示し、リーフレット等を配架した。また、県内公立大学等に若年層向けのリーフレットを配布した。

また、教育機関、商業施設、コンビニ等への各種啓発物の配付、配架依頼を行った。

（ウ）　ホームページの更新

精神保健福祉センターの業務の紹介を始め、「精神保健福祉だより」及び「所報」並びに各種研修会及び講演会の案内を的確な時期に掲載した。

エ　評　価

コロナ禍以降、イベント式のチラシ等配布は実施しなくなった一方で、ホームページなどそれに代わる普及啓発や情報提供機会の強化を図り、工夫をする必要があった。また、ホームページは更新が滞り最新情報を発信していなかった時期があった。

オ　課　題

県民にとって、知りたい情報を知りたい時期に、アクセスしやすいツールで的確に発信しているかについて検証し、可能なものはＤＸ化するなど時勢に合わせていく必要がある。まずは、ホームページの最新化を図ることに取組、定期的に確認、更新を行い、必要な情報をタイムリーに発信できるようにする。

また、毎年一定のテーマや対象者に偏らず、広く県民全般に対する普及啓発の企画を検討し実施することが課題である。一方、政令市の精神保健福祉センター普及啓発事業との調整が求められる。

(10) 調査研究

今後の当センターに関わる事業に活用する目的で県内の精神保健福祉の実態把握及びその調査研究成果を、研究、発表を行った。

ア　目　的

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

イ　計　画

(ア) 静岡県公衆衛生研究会、静岡県福祉研究会など県組織内での発表・報告を目標にした調査研究

・「ふじのくにゲートキーパー講師養成研修」受講者の受講前後における自己効用感の変化について

(イ) 全国精神保健福祉センター研究協議会など全国に向けた発表・報告を目標にした調査研究

・静岡式ひきこもり評定尺度の得点変化からみたひきこもりの居場所継続利用者本人と家族の変化

ウ　実　績

(ア)　令和７年度

研究・報告場所	第62回静岡県公衆衛生研究会（グランシップ）
方　法	現地講演
対象事業	自殺対策事業
研究名	「ふじのくにゲートキーパー講師養成研修」受講者の受講前後における自己効力感の変化について
内　容	令和元年から令和７年にふじのくにゲートキーパー講師養成研修を受講した235人のうちアンケートに完答した226人を対象に、アンケート調査を行った。アンケートは「絶対自信がある」～「全然自信がない」の７段階評価で評価し、点数をそのまま自己効力感の数値として比較した。 アンケート結果では、参加者全体で有意に点数が増加しており、研修を受講することでゲートキーパーに関することや対応方法に関すること等の知識の向上を行うことで、ゲートキーパーとして活動することや講師として活躍する自身につながると考えられた。また、点数の上昇を年齢別（４０歳未満と４０歳以上）で比較したところ、若年層の点数の方が大きく上昇していた。さらに、経験年数別（３年以内と４年以上）で比較したところ経験年数が短い層の点数が大きく上昇していた。このことから若年層及び経験年数が浅い層への研修効果が高いことが期待できた。
備　考	共同発表者　浜松医科大学　健康社会医学講座　野口泰司

(イ) 全国に向けた研究発表・報告　令和７年度

研究・報告場所	第61回全国精神保健福祉センター研究協議会（ブケトーカイ）
方　法	現地講演
対象事業	ひきこもり支援事業
研究名	静岡式ひきこもり評定尺度の得点変化から見たひきこもりの居場所継続利用者本人と家族の変化
内　容	２年以上居場所を継続利用している利用者の内、１年後と２年後の本人用変化の指標の評価をした25人と、その25人の中で１年後と２年後の家族用変化

	の指標の評価をした14人を対象に、変化の指標の得点変化を分析、考察した。 本研究の結果から、居場所を継続的に利用することは、本人のペースに合わせた社会参加を促し、本人や家族の状態は行きつ戻りつしながらも、家族間の関係の改善や、面接場面や家族間でよりオープンに将来の見通しについて話し合う機会が増える等の肯定的な変化に繋がっていることが示唆された。
備　考	―

エ　評　価

ひきこもり支援対策に関する研究発表は、令和６年度の静岡県公衆衛生研究会で発表したものを最新データに更新して、再考察し直したものである。本県のひきこもり支援に対する評価に加え、今後の支援に向けた役割を明確にすることができた。この発表の意義は大きいと考える。

オ　課　題

今後、調査で得られたデータをどのように実務に反映するかが課題である。

(11) こころの緊急支援活動事業

阪神・淡路大震災や大阪池田小学校事件の経験から、災害や事件を経験した人に対する「こころのケア」は精神保健上の重要な課題であることが明らかになった。危機事態にあっては、初動体制を迅速かつ的確に構築することで、当事者のストレス障害の二次的な拡大が予防できると指摘されている。

静岡県では、平成16年度から学校等における事件・事故の直後にこころの緊急支援を行う「こころの緊急支援活動事業」に試行的に取り組み、平成18年６月から本格的に開始した「こころの緊急支援チーム」の派遣体制を確保し、危機発生時には迅速に職員を派遣している。また、チーム派遣に至らない軽度のレベルの相談対応については、学校、教育委員会、学校に配置されたスクールカウンセラーが連携して対応している。

ア　こころの緊急支援チーム派遣実績　　令和７年度（令和８年２月28日現在）

	件数	備考
派遣要請件数	０件	
相談対応件数	０件	

イ　学校等の児童生徒等の自殺対策研修会（若年層自殺対策研修会・自殺未遂者ケア研修会と同時開催）

開催日	令和７年12月15日	
会　場	Web開催	
対　象	学校教員、教育委員会職員、スクールカウンセラー等の学校関係者、行政職員等	
参加人数	139人	
講　師	いのち支える自殺対策推進センター　松田芳明氏・李紀慧氏 精神保健福祉センター職員	
内　容	講　義	「事前予防から事後対応までの体制づくり」 「学校における危機発生時のこころのケア」

ウ　事業説明及び協力依頼、研修

令和７年４月23日	私学協会から各学校へのこころの緊急支援チーム派遣事業の説明（資料提供）
令和７年４月22日 ５月９日	市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議におけるこころの緊急支援チーム派遣事業の説明（資料提供）
令和７年５月15日	高等学校等副校長・教頭会総会及び研究協議会におけるこころの緊急支援チーム派遣事業の説明

エ　教育関係部署との連絡会

開催日	令和７年７月 25 日
会　場	五風来館　A 会議室
出席対象者	県教育委員会各課、県障害福祉課、精神保健福祉センター
出席人数	11 人
内　容	こころの緊急支援チーム派遣の事業説明、各機関での対応状況 こころの緊急支援対応事案の共有

【評価･改善等】

派遣事業について、連絡会における各機関の報告から、事案があった際には校内のスクールカウンセラーや県教育委員会のスクールカウンセラー緊急派遣で対応できていることが確認できた。本事業については、派遣要請に限らず相談対応にも活用してもらえると良いが、今後は子ども・若者自殺危機対応チームとのすみ分けが必要である。引き続き、県障害福祉課及び県教育委員会との情報交換を積極的にしていく必要がある。

研修会は、令和２年度から昨年度まで、同様の開催方法（オンライン）及び講義内容（危機発生時の子どものストレス障害とこころのケアの基礎知識について）で実施してきた。今年度は自殺対策基本法の一部改正や、自殺危機対応チームの設置を踏まえ、自殺対策担当者と一緒に３つの研修会をまとめて開催した。開催時期や開催方法は変更せず、講義内容を学校における子どもの自殺対策について、事前予防～危機対応～事後対応まで話題を広げ、事前予防～危機対応については外部講師に講義を依頼した。参加募集に際しては、定員を大幅に上回る申込みがあり、関心の高いテーマであったと推察される。受講後のアンケート結果では、参加者の９割以上が参考になったと回答し、非常に好評であった。

【課題】

派遣事業について、既存の資源（スクールカウンセラーや教委等）を活用し事案に対応できているため、今後も緊急支援チームの要請は減少していくと想定される。定期的に所内での演習等を行い、緊急時に対応できるよう準備しておく必要がある。

研修会では、自殺対策において苦慮していることとして、①保護者や医療機関との連携、②児童生徒の自傷行為の問題における支援の拒否、③専門家チーム等の外部機関の活用方法、④自殺予防教育や心理教育に関する知識不足、⑤高等学校や通信制の生徒への対応が主に挙げられた。連絡会等で県障害福祉課及び県教育委員会にフィードバックし、今後の対応や役割分担を確認していく。

(12) 組織育成

地域における精神保健福祉の向上を図るため、地域住民による組織的活動の活性による県域単位での家族会、患者会、社会福祉事業団体などの組織育成を行う。また、保健所、市町及び地区単位の組織の活動に協力する。

ア　目　的

地域における精神保健福祉の向上のための、地域における組織的活動の活性

イ　計　画

地域の組織活動に対し、活動が活性化するよう協力する

ウ　実　績

令和７年度（令和８年２月 28 日現在）（単位：回）

組織名	内容	回数
静岡県精神保健福祉協会	総会、運営委員会、研修会、こころの健康フェア等	20
（公社）静岡県断酒会	ＳＢＩＲＴＳ普及促進セミナーin 静岡	1
AA 中部・北陸セントラルオフィス	AA 広報フォーラム in 静岡	1

令和６年度（単位：回）

組織名	内容	回数
静岡県精神保健福祉協会	総会、運営委員会、常務理事会、こころの健康フェア等	23
（公社）静岡県断酒会	ＳＢＩＲＴＳ普及促進セミナーin 静岡	1
（一般社団法人）ファミリーライク	18 周年　静岡ダルクフォーラム	1
藤枝　心愛会	総会	1
精神保健福祉ぬくもりの会	総会	1

※回数は、支援・協力の回数を計上する。同日に複数人が従事した場合であっても、１回のカウントである。

※保健所、市町の活動に対する支援や協力は、「技術指導・技術援助」に計上する。

※組織育成に該当する支援や協力であっても、当センターの事業として他に計上したものについては、「組織育成」に重複計上しない。

エ　評　価

各団体の要望に応じて、研修会やイベント開催に関する企画・運営の支援や、研修講師の役割を担うなどの多様な支援を行い、地域における組織的活動の活性化に向けた組織育成を行った。

オ　課　題

現状において当センターでは、既存の各団体からの要望に応じて支援を行っているが、精神保健福祉に関連する団体の諸活動状況を把握しきれているとは言えない。そのため、戦略的・目的的な支援が行えているか明確ではない。今後、県障害福祉課との情報共有の機会を設けるなど、まずは組織団体の活動状況等を把握し、センターとして何を目的・目標として組織育成するのか、方向性を持てるよう検討していく。

様式第１号－４

事 業 の 根 拠 法 令 調

事　業　名	根　拠　法　令
・　職員の健康管理	静岡県職員安全衛生管理規程
・精神保健福祉センター事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 生活困窮者自立支援法 自殺対策基本法 アルコール健康障害対策基本法 ギャンブル等依存症対策基本法 精神保健福祉センター運営要領 心の健康づくり推進事業実施要領 精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領
・精神保健福祉センター診療事業	医療法(第１条の２第２項)

様式第２号−２

職員の年齢調

（　　令和8年4月1日　　現在）

年　　齢	人　　員	摘　　要
20 歳未満	0 人	
20 歳以上　30 歳未満	3 人	
30 歳以上　40 歳未満	2 人	
40 歳以上　50 歳未満	7 人	
50 歳以上　56 歳未満	2 人	
56 歳以上　61 歳未満	2 人	
61 歳以上	0 人	
計	16 人	

※会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は除く

様式第２号－３

健康管理

１　前年度受診状況

区　　分	内　　容
受診状況	受診者数　　１５　人 職員数　　１５　人
受　診　率	100%
県平均受診率	%

(1) 未受診の理由

２　本年度在籍者の健康管理区分結果

健康管理区分			人　数
Ａ	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		人
Ｂ１	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	人
Ｂ２		要経過観察	人
Ｃ１	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	（２） ２人
Ｃ２		要経過観察	（１） １人
Ｄ１	平常の勤務でよい。	要治療	（４） ４人
Ｄ２		要経過観察	（５） ５人
Ｄ３		医療不要	（４） ４人
区分者計			（１６） １６人
未区分者数			（　　） 人
合　　計			（１６） １６人

(1) 管理区分Ａ～Ｃ２該当者に対する措置状況

Ｃ１の内

・１名は育児休業中

・１名は、体調により時間外勤務や遠方への出張を控えるようしている。

Ｃ２の職員は、妊娠中に妊娠悪阻により特別休暇取得したため、Ｃ区分であるが、復職（5/25予定）後、区分変更予定

(2) 未区分の理由

ア　産休・育休　　人

イ　新規採用　　人

ウ　自己都合による未受診　　人

エ　その他

（休業中）　　人

（特別休暇中）　　人

様式第３号

職　員　配　置　調

（令和8年4月1日現在）

区　　分		総務班	精神保健福祉班	手帳手当班	計
所在地		静岡市駿河区有明町2-20			
担当区域		33市町（政令市除く）			
配置職員	職員（事）	【3】 1	6	4	【3】 11
	職員（技）	【1】 1	4		【1】 5
	再任用職員（事）				【0】 0
	再任用職員（技）				0
	会計年度任用職員 （精神障害者保健福祉手帳の交付等）			(7)	(7) 0
	会計年度任用職員 （自殺対策連携推進）		(1)		(1) 0
	会計年度任用職員 （ひきこもりの本人、家族への支援）		(2)		(2) 0
計		【4】 2	(3) 10	(7) 4	【4】 (10) 16

※　【　】は兼務職員４人で外数
　　（　）は、会計年度任用職員10人で外数
　　精神保健福祉班　職員（事務）育児休業２人


余
白

様式第５号

歳　入　予　算

一般会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　14諸収入	1,348,440	1,348,440	0
項　07雑入	1,348,440	1,348,440	0
目　02雑入	1,348,440	1,348,440	0
87保険料負担金	1,348,380	1,348,380	0
非常勤職員	1,348,380	1,348,380	0
90雑収	60	60	0
保有個人情報開示負担金	60	60	0
計	1,348,440	1,348,440	0

執　行　状　況　調

（令和 6年度 ）
（令和 7年 5月31日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第５号

物品調達事務等特別会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
款　01諸収入	円 0	円 0	円 0
項　01諸収入	0	0	0
目　01物品調達収入	0	0	0
01物品調達収入	0	0	0
計	0	0	0

（令和 6年度 ）
（令和 7年 5月31日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－

様式第５号

歳　入　予　算

一般会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　14諸収入	1,567,886	1,567,886	0
項　07雑入	1,567,886	1,567,886	0
目　02雑入	1,567,886	1,567,886	0
90保険料負担金	1,567,856	1,567,856	0
非常勤職員	1,567,856	1,567,856	0
93雑収	30	30	0
保有個人情報開示負担金	30	30	0
計	1,567,886	1,567,886	0

執　行　状　況　調

（令和 7年度 ）
（令和 8年 2月28日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第７号

現　金　出　納　調

精神保健福祉センター

（令和 6年度）

（令和 7年 3月31日現在）

区　分	受　入　額			払出額	残　高	出納員発行領収書総額及び枚数	現金払込調書兼領収書総額及び枚数
	越　高	受　高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑人	0	60	60	60	0	60 4　枚	60 4　枚
計	0	60	60	60	0	60 4　枚	60 4　枚

様式第７号

現　金　出　納　調

精神保健福祉センター

（令和 7年度）

（令和 8年 2月28日現在）

区　分	受　入　額			払出額	残　高	出納員発行領収書総額及び枚数	現金払込調書兼領収書総額及び枚数
	越　高	受　高	計				
雑人	円 0	円 30	円 30	円 30	円 0	円 30 2　枚	円 30 2　枚
計	0	30	30	30	0	30 2　枚	30 2　枚

様式第７号―２

保管現金有高調

（令和７年度）

（令和８年２月28日現在）

現 金 保 管 者	区　　分	金　額（円）
精神保健福祉センター次長	精神保健福祉センター診療所に係るつり銭用資金	10,000

様式第７号－３

預　　金　　調

（令和７年度）

（令和８年２月28日現在）

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高（円）	摘　　要
静岡銀行登呂支店	無利息型普通預金	0588816	精神保健福祉センター資金前渡者 所長　□□□□	0	社会保険診療報酬の受け入れ
静岡銀行登呂支店	無利息型普通預金	0588805	（自振口）精神保健福祉センター資金前渡者 所長　□□□□	0	電話料金等払込
残　高　合　計				0	

様式第７号－４

郵　券　等　受　払　調

（令和７年度）
（令和８年２月 28 日現在）
（単位：枚）

区　分	種　類	令和６年度						令和７年度								摘　要
		繰　越		受　入		払　出		繰　越		受　入		払　出		差引現在高		
		枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	
ﾀｸｼｰﾁｹｯﾄ	静岡市タクシー事業協同組合	40		0		0 40 0		0		0		0 0 0		0		講師・委員移動用
計		40		0		40		0		0		0		0		

払出：上段…使用分、中段…廃棄分、下段…用度課へ返納分

余白

様式第１０号

歳 出 予 算 執 行 状 況 調

（令和 6年度）
一般会計　　（令和 7年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
款　04経営管理費	2,819,412	2,819,412	0	
項　01経営管理費	2,819,412	2,819,412	0	
目　01一般総務費	2,819,412	2,819,412	0	
01報酬	1,453,338	1,453,338	0	
03非常勤職員報酬	1,453,338	1,453,338	0	
03職員手当等	587,174	587,174	0	
01その他の職員手当等	587,174	587,174	0	
04共済費	542,472	542,472	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	120,169	120,169	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	422,303	422,303	0	
08旅費	236,428	236,428	0	
01その他の旅費	236,428	236,428	0	
款　07健康福祉費	41,875,263	41,128,396	746,867	
項　01健康福祉費	2,195,000	1,481,201	713,799	
目　01健康福祉総務費	2,193,000	1,481,201	711,799	
01報酬	1,259,000	846,907	412,093	
03非常勤職員報酬	1,259,000	846,907	412,093	
03職員手当等	590,000	522,597	67,403	
01その他の職員手当等	590,000	522,597	67,403	
04共済費	344,000	111,697	232,303	
01地方公務員共済組合に対する負担金	75,000	25,114	49,886	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	269,000	86,583	182,417	
目　02健康福祉企画費	2,000	0	2,000	
08旅費	2,000	0	2,000	
02普通旅費	2,000	0	2,000	
項　03こども未来費	0	0	0	
目　01こども未来費	0	0	0	
08旅費	0	0	0	

健康福祉部　精神保健福祉セ

様式第１０号

（令和 6年度）
一般会計　　（令和 7年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
02普通旅費	0	0	0	
18負担金、補助及び交付金	0	0	0	
項　04障害者支援費	39,680,263	39,647,195	33,068	
目　01障害者支援費	39,680,263	39,647,195	33,068	
01報酬	13,855,222	13,855,222	0	
03非常勤職員報酬	13,855,222	13,855,222	0	
03職員手当等	3,216,782	3,216,782	0	
01その他の職員手当等	3,216,782	3,216,782	0	
04共済費	2,943,073	2,943,073	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	632,842	632,842	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,310,231	2,310,231	0	
07報償費	4,678,770	4,678,770	0	
01その他の報償費	4,678,770	4,678,770	0	
08旅費	2,322,651	2,289,583	33,068	
01その他の旅費	1,448,851	1,415,783	33,068	
02普通旅費	873,800	873,800	0	
10需用費	3,162,857	3,162,857	0	
01その他の需用費	3,141,697	3,141,697	0	
02食糧費	21,160	21,160	0	
11役務費	9,065,215	9,065,215	0	
13使用料及び賃借料	320,693	320,693	0	
18負担金、補助及び交付金	115,000	115,000	0	
計	44,694,675	43,947,808	746,867	

※本表は財務会計システムの不具合により誤った表示がされたため訂正している。

健康福祉部　精神保健福祉セ

様式第１０号

歳出予算執行状況調

（令和 7年度）
一般会計　　（令和 8年 2月28日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
款　03総務費	9,889,253	7,494,785	2,394,468	
項　01総務費	9,889,253	7,494,785	2,394,468	
目　01一般総務費	9,889,253	7,494,785	2,394,468	
01報酬	5,533,000	4,203,595	1,329,405	
03非常勤職員報酬	5,533,000	4,203,595	1,329,405	
03職員手当等	1,676,000	1,516,867	159,133	
01その他の職員手当等	1,676,000	1,516,867	159,133	
04共済費	2,137,253	1,461,384	675,869	
01地方公務員共済組合に対する負担金	452,000	382,058	69,942	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,685,253	1,079,326	605,927	
08旅費	543,000	312,939	230,061	
01その他の旅費	543,000	312,939	230,061	
款　08健康福祉費	57,636,300	35,267,796	22,368,504	
項　01健康福祉費	1,037,000	683,822	353,178	
目　01健康福祉総務費	987,000	635,852	351,148	
01報酬	604,000	363,831	240,169	
03非常勤職員報酬	604,000	363,831	240,169	
03職員手当等	307,000	259,465	47,535	
01その他の職員手当等	307,000	259,465	47,535	
04共済費	76,000	12,556	63,444	
01地方公務員共済組合に対する負担金	19,000	12,556	6,444	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	57,000	0	57,000	
目　02健康福祉企画費	50,000	47,970	2,030	
08旅費	50,000	47,970	2,030	
02普通旅費	50,000	47,970	2,030	
項　03こども若者費	30,000	14,000	16,000	
目　01こども若者費	30,000	14,000	16,000	
08旅費	16,000	0	16,000	

健康福祉部　精神保健福祉セ

様式第１０号

（令和 7年度）
一般会計　　（令和 8年 2月28日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
02普通旅費	16,000	0	16,000	
18負担金、補助及び交付金	14,000	14,000	0	
項　04障害者支援費	56,569,300	34,569,974	21,999,326	
目　01障害者支援費	56,569,300	34,569,974	21,999,326	
01報酬	17,208,000	11,748,553	5,459,447	
03非常勤職員報酬	17,208,000	11,748,553	5,459,447	
03職員手当等	4,536,000	3,944,329	591,671	
01その他の職員手当等	4,536,000	3,944,329	591,671	
04共済費	3,648,000	2,619,659	1,028,341	
01地方公務員共済組合に対する負担金	780,000	664,192	115,808	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,868,000	1,955,467	912,533	
07報償費	5,520,000	3,771,740	1,748,260	
01その他の報償費	5,520,000	3,771,740	1,748,260	
08旅費	4,089,300	1,627,862	2,461,438	
01その他の旅費	3,282,000	1,187,632	2,094,368	
02普通旅費	807,300	440,230	367,070	
10需用費	2,892,000	2,364,183	527,817	
01その他の需用費	2,815,000	2,347,143	467,857	
02食糧費	77,000	17,040	59,960	
11役務費	18,307,000	8,226,014	10,080,986	
13使用料及び賃借料	188,000	127,634	60,366	
18負担金、補助及び交付金	181,000	140,000	41,000	
計	67,525,553	42,762,581	24,762,972	

健康福祉部　精神保健福祉セ

様式第10号－３

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

（　　令和６　　年度）

（　令和7年5月31日　現在）

節名	会計	款	項	目	執行済額（円）	うち前年度からの繰越額分
(12) 委託料						0
計					0	0
(14) 工事請負費						
計					0	0
(16) 公有財産購入費						
計					0	0
(17) 備品購入費						
計					0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費	115,000	
計					115,000	0
(21) 補償、補填及び賠償金						
計					0	0

様式第10号－３

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

（　　令和７　　年度）

（　令和8年2月28日　現在）

節名	会計	款	項	目	執行済額（円）	
						うち前年度からの繰越額分
(12) 委託料						0
計					0	0
(14) 工事請負費						
計					0	0
(16) 公有財産購入費						
計					0	0
(17) 備品購入費						
計					0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費	14,000	
	一般会計	健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費	140,000	
計					154,000	0
(21) 補償、補填及び賠償金						
計					0	0

様式第１３号

負担金支出調

（令和６年度）

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額（円）	支出年月日
1	日本いのちの教育学会第26回研究大会参加料	日本いのちの教育学会第26回研究大会	開催通知	日本いのちの教育学会第26回研究大会	2,000	R7.2.12
2	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R6.7.31
3	全国精神保健福祉センター長会年会費	全国精神保健福祉センター長会	会則	全国精神保健福祉センター長会	70,000	R6.7.31
4	第14回災害時ＰＦＡと心理対応研修受講料	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	開催通知	災害時ＰＦＡと心理対応研修	16,000	R6.12.4
5	第16回認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する研修	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	開催通知	認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する研修	24,000	R6.10.18
計		5件			115,000	

（令和７年度）
（令和８年２月28日）

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額（円）	支出年月日
1	令和７年度ネット等依存の予防・対応に関する研修受講料	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	開催通知	令和７年度ネット等依存の予防・対応に関する研修	14,000	R7.8.1
2	第15回災害時ＰＦＡと心理対応研修受講料	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	開催通知	災害時ＰＦＡと心理対応研修	32,000	R7.9.22
3	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R7.8.25
4	全国精神保健福祉センター長会年会費	全国精神保健福祉センター長会	会則	全国精神保健福祉センター長会	70,000	R7.8.29
5	切れ目のない妊娠・出産・育児支援のためのセミナー受講料	一般社団法人日本家族計画協会	開催通知	切れ目のない妊娠・出産・育児支援のためのセミナー	11,000	R7.11.5
6	第１７回認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する研修受講料	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	開催通知	第17回認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する研修	24,000	R7.10.20
計		6件			154,000	

様式第26号－2

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

（令和７年度）

（令和８年２月28日現在）

区　分	事業名又は契約名	内　　容	契約額	（契約額の年度別内訳）						
				令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	年度	年度
債務負担行為		（契約日）		円	円	円	円	円	円	円
		（契約日）								
長期継続契約	静岡県精神保健福祉センター電子複写機賃貸借契約書	電子複写機の賃貸借（契約日）令和５年４月１日	1,194,600円	238,920円	238,920円	238,920円	238,920円	238,920円		
		（契約日）								

（注）１　本表は、本庁及び出先機関において調製する。ただし、本庁で調製するものについては、かいに令達したものは記載しない。

２　次について、事業又は契約単位毎に個別に記載する。

(1)　事務機器等備品の借上げ及び不動産の維持管理等を目的に債務負担行為により複数年の契約を締結したもの。

（対象例：複写機・パソコン・車両リース等借上げ、建物の機械警備等）

(2)　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき複数年の契約を締結したもの。

（対象：（ア）物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの

（イ）役務の提供を受ける契約で、毎年４月１日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの　）

３　契約額の総額と各年度毎の金額を記載する。

４　契約日は、出納機関への合議後契約した日を記載する。

５　監査対象期間内に契約期間がある契約はすべて記載する。なお、当該契約が別様式に記載されている場合は整合を取ること。

６　学校等が他校等と一括契約した場合は、契約した学校等のみが記載する。

様式第29号

備 品・図 書 調

(令和 6年度)

所属 0000104431 健康福祉部　精神保健福祉センター

区 分	令和 6年3月31日現在	増		減		令和 7年3月31日現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-03 いす類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-13 厨房器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-15 電話器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	21	(0) 0	0	(2) 2	0	19
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-03 再生機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-04 媒体関連機器類	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
10-08 芸術用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図書	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
計	45	(0) 0	0	(2) 2	0	43

様式第29号

備 品・図 書 調

(令和 7年度)

所属 0000104431 健康福祉部　精神保健福祉センター

区 分	令和 7年3月31日現在	増		減		令和 8年2月28日現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-03 いす類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-13 厨房器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-15 電話器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	19	(2) 2	0	(0) 1	0	20
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-03 再生機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-04 媒体関連機器類	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
10-08 芸術用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図書	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
計	43	(2) 2	0	(0) 1	0	44

様式第29号-2

主　要　備　品　調

令和8年 2月28日 現在

所属 0000104431 健康福祉部　精神保健福祉センター

整理番号	区分 大・中	区分 小	品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額（円）	摘　要
	50-01	第１種図書	第１種図書 その１・第１巻～第16		平成 1. 3	789,900	94-010666
	02-02	その他の情報伝達機器	インターホン		20.12	787,500	08-005793
	01-15	電話関連機器	音声応答転送装置 ＩＶＲ2430Ⅱ		令和 5.11	594,000	23-002081
	02-01	その他の情報処理機器	レセプトコンピュータシステム		28. 3	583,500	15-004347
	10-08	その他の芸術用器具	七宝電気窯 七宝電気窯		平成 2.11	484,599	90-002349
	50-01	第１種図書	第１種図書 その２・第16巻Ｃ～別		平成 1. 5	342,100	94-010667
	03-04	フィルム	フィルム １６ｍｍ　心と病気　カ		56. 6	333,000	81-014844
	03-04	フィルム	フィルム １６ｍｍ　燃える精神		58.12	216,000	83-001650
	03-04	フィルム	フィルム つるい養成巴病院		62.12	200,000	87-005912